

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針

〔令和4年12月20日
閣議決定〕

1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根ざした新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

令和4年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月7日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

2 一括法案の提出等

下記4及び5の事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和5年通常国会に提出することを基本とする。

現行規定で対応可能な提案については、その明確化が重要であるとの地方分権改革有識者会議での議論等を踏まえ、以下のとおり、地方公共団体に対する通知等を行う。

調査を行うなど引き続き検討を進めることとしたものについては、関係府省とも連携しつつ、内閣府において適切にフォローアップを行い、検討結果について、逐次、地方分権改革有識者会議に報告する。

計画策定等については、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）の基本原則に沿った対応となるよう、地方分権改革有識者会

通知する。

(11) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平 10 法 117）

地方公共団体実行計画（21 条 1 項）の策定に係る地方公共団体への支援については、以下のとおりとする。

- ・ 温室効果ガスの排出量の推計手法を見直し、再生可能エネルギー導入目標の設定方法を示すなど、地方公共団体実行計画を策定しようとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを改定し、地方公共団体に令和 4 年度中に通知する。
- ・ 地方公共団体実行計画の策定に資するよう、定期報告（電気関係報告規則（昭 40 通商産業省令 54）2 条）から得られる情報に基づき、需要電力量や再生可能エネルギー発電設備による電力量等を、地方公共団体に令和 5 年度中に提供する。
- ・ 二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量のデータの提供について検討し、令和 5 年度を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(12) ダイオキシン類対策特別措置法（平 11 法 105）

- (i) 大気中のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視（26 条 1 項）に関する事務の処理基準については、測定地点数の算定方法の合理化を図ることにより、地域の実情に応じて測定地点数を削減することを可能とする。

[措置済み（令和 4 年 3 月 31 日付け環境省水・大気環境局長通知）]

- (ii) 大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者がダイオキシン類による汚染の状況についての測定を行ったときの都道府県知事等への結果報告義務（28 条 3 項）及び当該報告を受けた都道府県知事等による結果公表義務（同条 4 項）については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和 5 年度中に省令を改正し、地方公共団体が利用する LGWAN への接続が令和 6 年度に予定されている政府共通の電子申請システム（e-Gov 電子申請）を利用した手続を可能とする。

(13) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平 12 法 116）

食品関連事業者（2 条 4 項）の委託を受けて食品循環資源（同条 3 項）の収集又は運搬を業として行う場合に一般廃棄物処理業の許可を不要とする特例

(21条)については、市区町村の許可に係る事務負担を軽減するため、食品関連事業者の対象範囲を拡大することについて、令和4年度中に食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴いた上で、令和5年中に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」(令元財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示1)の改定等を行う。[再掲]
(関係府省：農林水産省)

(14) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65)

低濃度PCB廃棄物等については、処理推進の課題と対応方針について取りまとめ、処理促進に向けた手引きを作成し、地方公共団体に周知する。[再掲]
(関係府省：経済産業省)

[措置済み(低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き(令和4年3月経済産業省、環境省))]

(15) 土壌汚染対策法(平14法53)

(i) 一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書については、省令を改正し、その添付を必須とせず、登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面の添付をもって代えることを可能とする。[再掲]

(関係府省：農林水産省)

[措置済み(土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令(令和4年環境省令第6号))]

(ii) 一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)及び要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定の申請(14条1項)に関し、当該土地の所有者等であることを証する書類として運用上添付する公図の写しについては、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」(平22環境省水・大気環境局土壌環境課)を改訂し、登記所が保有する登記情報をオンラインにより確認できる「登記情報提供サービス」を利用して取得した、照会番号付きの電子媒体による当該情報の使用も可能である旨を明確化し、地方公共団体に通知する。